

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

**令和5年度大阪府新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関
設備整備事業の実施の周知について（依頼）**
～外来対応医療機関（申請予定）等が対象/申請書送付期限は6月30日～

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
大阪府より標記通知が発出されましたので、情報提供いたします。
同通知は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策に関し、外来対応医療機関等への設備整備事業を令和5年9月末までを補助対象として実施する旨、知らせるものです。
申請期限は6月30日（金）必着であり、各種手続き等は下記の大阪府ホームページをご参照の上、ご対応をお願いいたします。
貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●事業詳細（下記大阪府ホームページご参照）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshoshien/gairai5/index.html>



●補助事業者：新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績がある、

府内の「外来対応医療機関」、「帰国者・接触者外来」又は「地域外来・検査センター」

※これから「外来対応医療機関」の指定を受けられる機関も申請可能ですが、“大阪府行政オンラインシステム”から、速やかに（外来対応医療機関の）指定申請もお願いいたします。
(補助金申請書には、外来対応医療機関の指定日を記載する項目があります)

●提出期限：令和5年6月30日（金曜日）【必着】※期限後の申請は受付できません。
申請に必要な書類が整った医療機関より順次審査し交付決定。なるべく早期に提出してください。

●問い合わせ先：健康医療部感染症対策支援課 病院支援グループ外来補助金担当
原則メールでの問い合わせ：coronashisetsu@gbox.pref.osaka.lg.jp
電話：06-4397-3253

●対象設備、基準額：大阪府ホームページより抜粋

※詳細はホームページをご参照ください。個人防護具は、補助申請上限の数量があります。
個人防護具の対象：サージカルマスク、N95マスク、ガウン、グローブ、キャップ、ゴーグル、フェイスシールド

対象設備	基準額
(1) HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	905,000円（1施設あたり）
(2) HEPAフィルター付パーティション	205,000円（1台あたり）
(3) 個人防護具	3,600円（1人あたり）
(4) 簡易ベッド	51,400円（1台あたり）
(5) 簡易診療室及び付帯する備品	知事が必要と認めた額

令和5年度新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備整備事業補助金について



更新日：2023年6月8日

お知らせ

申請の受付を開始しました 提出期限：令和5年6月30日（金曜日）【必着】

大阪府では、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止する体制の充実を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、外来対応医療機関設備整備事業を実施します。

新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備整備事業補助金交付要領

[【大阪府】新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備整備事業補助金交付要領 \[Wordファイル/25KB\]](#)

[【大阪府】補助金交付規則 \[Wordファイル/19KB\]](#)

新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備整備事業補助金の概要について

留意事項 [Wordファイル/23KB] ※必ずご確認ください

！ 本事業は、申請したものが大阪府から配布されるものではありません。
各自で購入し、事業完了後、実績報告書をご提出いただく必要がありますので、納品書・請求書等を保管しておいてください。

<補助事業者>

新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績がある、府内の「外来対応医療機関」、「帰国者・接触者外来」又は「地域外来・検査センター」

※本補助金の交付を希望する医療機関は令和5年6月30日までに外来対応医療機関の指定申請をしてください。

※このページは外来対応医療機関設備整備事業について記載しています。外来対応医療機関確保事業については[こちら\(別ウインドウで開きます\)](#)。
外来対応医療機関（旧診療・検査医療機関）に指定された時期と申請の可否は[こちら \[PDFファイル/416KB\]](#)を参照ください。

<対象経費>

外来対応医療機関等の設備を購入するために必要な備品購入費等

<対象設備、基準額>

対象設備	基準額
(1) HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	905,000円（1施設あたり）
(2) HEPAフィルター付バーテーション	205,000円（1台あたり）
(3) 個人防護具	3,600円（1人あたり）
(4) 簡易ベッド	51,400円（1台あたり）
(5) 簡易診療室及び付帯する備品	知事が必要と認めた額

※（3）個人防護具は、[規格例 \[PDFファイル/283KB\]](#)に記載されているもののみ対象とします。

プラスチックガウンは対象外です。

※（5）簡易診療室及び付帯する備品の「知事が必要と認めた額」とは、
・リースによる整備の場合、補助期間内のリース料及び設置又は撤去に要する費用（補助期間内に設置又は撤去をする場合に限る。）
・購入による整備の場合、上限100万円まで

<補助率>

10分の10

新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備整備事業補助金にかかる各種手続きについて

■ [通知文 \[Wordファイル/180KB\]](#)

交付申請

【様式】

○ [交付申請書（様式第1～5号、別紙1～3、基本情報） \[Excelファイル/97KB\]](#)

【添付書類】

- 納品書・請求書等、金額のわかる書類（未納品の場合は見積書の写し）
- カタログ等、仕様のわかる書類
 - ※インターネット通販の場合、上記書類の代わりとして通販サイトのページをスクリーンショットしたもので可
- 个人防护具以外の設備を整備する場合、設置予定図（手書きでも可）
- （その他知事が必要と認める書類）

■ 提出期限

令和5年6月30日（金曜日）【必着】 ※期限後の申請は受付できません

注意事項

補助事業の目的を達成するためには、単に納品があるだけでなく、**納品された設備を用いて診療・検査を行っていただく必要があります。**
そのため、**補助対象設備（全項目）は、原則として令和5年8月31日までに納品してください。**

- ・補助期間内に対象医療機関でなくなった場合（外来対応医療機関の指定解除等）、交付決定後・確定後であっても、取消し、補助金の全部又は一部を返還いただくことがあります。
- ・交付申請書類の提出をもって補助金の交付を決定するものではありません。通知書送付により交付決定についてお知らせします。

（个人防护具）

- ・令和5年9月30日までに発熱外来において使用する数量が対象です。備蓄（令和5年10月以降の使用が見込まれるもの）は対象外です。
- ・令和5年9月以降に納品されたものについては、それ以前の納品・使用状況を考慮し、令和5年9月30日までの使用が見込めない分は補助対象外とします。

提出先

下記メールアドレスへ、外来補助金担当あてご提出ください。
郵送の必要はありません。

【メールアドレス】 coronashisetsu@gbox.pref.osaka.lg.jp

- ※ 確認漏れを防ぐため、必ずメール件名に「【〇〇病院】外来補助金（申請）」とご記載ください。
- ※ データ送付の際、様式はExcelファイル、見積書・カタログ・納品書等の添付書類はPDFファイルにてご提出をお願いします。
- ※ 大阪府のメールサーバー上限は6MBです。送信できない場合のエラーメッセージはありません。
PDFファイル等を送付される際に、容量が大きく届かない場合があります。

- ★メール送信後、2週間経過しても大阪府からの返信等がない場合は、速やかにご連絡ください。
2週間経過時に連絡がなく、後日未受信が判明した場合、対応できないことがあります。

交付決定後

手続きについては[こちら](#)をご確認ください。

問合せ先

お問合せは、原則メールにてお願いします。

必ずメール件名に「【〇〇病院】外来補助金（問合せ）」とご記載ください。

【メールアドレス】 coronashisetsu@gbox.pref.osaka.lg.jp

【電話番号】 06-4397-3253（直通）

このページの作成所属
健康医療部 保健医療室感染症対策支援課 病院支援グループ



[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) > [令和5年度新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備整備事業補助金について](#)

お問合せ [ユニバーサルデザインについて](#) [個人情報の取り扱いについて](#) [このサイトのご利用について](#)

大阪府
（法人番号）
4000020270008

本庁 〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 （代表電話）06-6941-0351
咲洲庁舎 〒559-8555 大阪府住之江区南港北1-14-16 （代表電話）06-6941-0351

[大阪府庁への行き方](#)